

安心して暮らし続けるために ～成年後見制度・終活支援を紹介～



ご存じですか?成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や障害などにより、自分で十分な判断ができなくなった方の意思決定を後見人が助ける制度です。本人の意思を尊重しながら、財産や生活を守ります。

どんな人が
後見人になるの?

親族や専門職(弁護士や司法書士、社会福祉士など)、研修を受けた地域の方(市民後見人)や法人(練馬区社会福祉協議会)などが担います。家庭裁判所が適切な後見人を選びます。

どんなことを
してくれるの?

● 財産を守ります

年金や施設の利用など毎月の収支を把握し、本人の希望に沿った暮らしができるよう財産を守ります。



● 暮らしをお手伝いします

定期訪問による状況確認のほか、必要なサービスを受けられるよう代理で手続きを行います。



まずはお気軽にご相談ください!

練馬区社会福祉協議会 権利擁護センターほっとサポートねりま

(豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階) ☎5912-4022 FAX 3994-1224

成年後見制度の周知や相談・支援を行う窓口です。詳しくは、練馬区社会福祉協議会HPをご覧ください。
※地域包括支援センターや障害者地域生活支援センターでも相談できます。



あなたもなりませんか? 地域の身近な存在「市民後見人」

地域の方による後見人です。地域の身近な存在として、本人に寄り添った支援をします。活動は、社会福祉協議会や家庭裁判所が連携してサポートします。市民後見人養成研修の概要などを紹介する説明会を開催します。

6/9(火)
養成研修説明会

☎6月9日(火)午後1時30分～4時30分 場ココネリ3階(内) 講義、市民後見人の活動報告(内)弁護士/土肥尚子(内)100名(先着順) 申同協議会HPまたは電話、ファクスで①説明会②氏名(ふりがな)③電話番号を、権利擁護センターへ



市民後見人の皆さん

私たちと一緒に活動してみませんか?

将来に備える 第一歩～終活支援がさらに充実!

相談先・問合せ 権利擁護センターほっとサポートねりま終活相談ダイヤル ☎6914-7171 FAX 3994-1224



終身サポート事業 ～そなえ・あんしん365

NEW

日常生活の見守りや入院時などの手続き、死後事務などの支援を行います。 ※一部利用料が掛かります。

☎次の①～③の全てに当てはまる方 ①区内在住の65歳以上または障害などがあり、身近に頼れる親族がない②住民税非課税世帯、または課税総所得160万円以下で、預貯金などの流動資産が2000万円以下③公正証書遺言の作成や、葬儀・家財処分などの預託金を一括で納められるなど ※他にも要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

終活情報登録事業

NEW

緊急連絡先や希望する医療行為などの情報を無料で登録できます。登録した情報は意思表示が難しくなった時や死亡した時に、警察や病院、事前に指定した方からの照会に基づき開示します。☎区内在住の65歳以上の方または障害などのある方 ※申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

終活相談

終活の始め方や相続、遺言などの相談を受け付けています。事前にお問い合わせの上、お越しください。☎平日午前9時～午後5時 場練馬区社会福祉協議会 ※司法書士に相談もできます。詳しくは、お問い合わせください。

エンディングノートも配布しています。▶配布場所:同協議会、地域包括支援センター ※区HPでもご覧になれます。